

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成23年 2月22日提出

【発行者名】 新光投信株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 吉田 昭

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋一丁目17番10号

【事務連絡者氏名】 大澤 団
連絡場所：東京都中央区日本橋一丁目17番10号

【電話番号】 03 - 3277 - 1818

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係る新光Wプル・日本株オープンファンドの名称】

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】 1兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出しましたので、平成22年8月24日付をもって提出した有価証券届出書（平成22年11月8日、平成22年11月29日および平成22年12月22日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、また、記載事項のうち、「第二部 ファンド情報」および「第三部 委託会社等の情報」に訂正すべき事項がありますので、これを訂正するものです。

【訂正の内容】

- (1) 原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、＜訂正前＞の内容から＜訂正後＞の内容に訂正します。
_____部分は、訂正部分を示します。
- (2) 原届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」について、該当箇所を更新します。
- (3) 原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表」の末尾に、第3期中間計算期間（平成22年5月25日から平成22年11月24日まで）にかかる中間監査報告書ならびに中間財務諸表の内容を追加し、「同2 ファンドの現況」を更新します。
- (4) 原届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」について、以下に記載した内容のとおり原届出書を更新するとともに、原届出書の財務諸表の末尾に、第51期中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）にかかる中間監査報告書ならびに中間財務諸表の内容を追加します。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

a . ファンドの目的及び基本的性格

< 訂正前 >

当ファンドは追加型投信 / 国内 / 株式 / 特殊型（ブル・ベア型）に属し、日々の基準価額の値動きがわが国の株式市場の値動きに対して概ね2倍程度となることを目指して運用を行います。

（略）

< 訂正後 >

当ファンドは追加型投信 / 国内 / 株式 / 特殊型（ブル・ベア型）に属し、主としてわが国の株価指数を対象とした先物取引（以下「株価指数先物取引」といいます。）を積極的に活用することで、日々の基準価額の値動きがわが国の株式市場の値動きに対して概ね2倍程度となることを目指して運用を行います。

（略）

b . ファンドの特色

< 訂正前 >

主として株価指数を対象とした先物取引（以下「株価指数先物取引」）を利用し、日々の基準価額の値動きがわが国の株式市場の値動きに対して概ね2倍程度となることを目指して運用を行います。

（略）

当面は、主として国内上場の日経平均株価（225種）指数を対象とした先物取引を利用します。なお、市場動向などの変化に対応して流動性や効率性などを考慮し、日経株価指数300、TOPIXを対象とした先物取引、シンガポール取引所（SGX）上場の日経225株価指数先物取引（SGX Nikkei 225 Index Future）などを利用することがあります。

（略）

資金動向、市況動向、取引規制などの影響によっては、上記のような運用ができないことがあります。結果として、当ファンドは、日々の基準価額の値動きがわが国の株式市場の値動きに対して概ね2倍程度とならない場合があります。当ファンドは株価指数先物の概ね2倍程度の値動きをすることや、一定の投資成果を保証するものではありません。

（略）

< 訂正後 >

主として株価指数先物取引を利用し、日々の基準価額の値動きがわが国の株式市場の値動きに対して概ね2倍程度となることを目指して運用を行い

ます。

（略）

当面は、主として国内上場の日経平均株価（日経225）を対象とした株価指数先物取引を利用します。なお、市場動向などの変化に対応して流動性や効率性などを考慮し、日経株価指数300、TOPIXを対象とした先物取引、シンガポール取引所（SGX）上場の日経225株価指数先物取引（SGX Nikkei 225 Index Future）などを利用することがあります。

（略）

資金動向、市況動向、取引規制などの影響によっては、上記のような運用ができないことがあります。結果として、当ファンドは、日々の基準価額の値動きがわが国の株式市場の値動きに対して概ね2倍程度とならない場合があります。当ファンドは株式市場の概ね2倍程度の値動きをすることや、一定の投資成果を保証するものではありません。

（略）

（3）【ファンドの仕組み】

b. 委託会社の概況

<訂正前>

（イ）資本金の額

現在の資本金の額

45億2,430万円

（略）

（ハ）大株主の状況

（本書提出日現在）

株主名	住所	持株数	持株比率
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1-5-1	1,393,462株	76.42%
株式会社みずほ証券リサーチ&コンサルティング	東京都中央区日本橋1-17-10	120,000	6.58
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1-1-5	91,086	4.99
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	91,029	4.99

<訂正後>

（イ）資本金の額（平成22年12月末現在）

資本金の額

45億2,430万円

（略）

（ハ）大株主の状況

（平成22年12月末現在）

株主名	住所	持株数	持株比率
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1-5-1	1,396,362株	76.58%
株式会社みずほ証券リサーチ&コンサルティング	東京都中央区日本橋1-17-10	122,000	6.69
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1-1-5	91,086	4.99
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	91,029	4.99

2【投資方針】

(3)【運用体制】

a. 当ファンドの運用体制

<訂正前>

(略)

平成22年8月24日現在、コンプライアンスオフィサーは1名、コンプライアンス部は12名です。人員は今後変更になることがあります。

(略)

<訂正後>

(略)

平成23年2月22日現在、コンプライアンスオフィサーは1名、コンプライアンス部は12名です。人員は今後変更になることがあります。

(略)

3【投資リスク】

(1) ファンドのもつリスク

<訂正前>

当ファンドは、公社債や株式など値動きのある証券に投資し、主として株価指数先物取引を積極的に活用します。これらの投資対象証券には、主として次のような性質があり、当ファンドの基準価額を変動させる要因となります。したがって、当ファンドは、元本が保証されているものではありません。

(略)

<訂正後>

当ファンドは、公社債や株式など値動きのある証券に投資し、主として株価指数先物取引を積極的に活用します。これらの投資対象証券には、主として次のような性質があり、当ファンドの基準価額を変動させる要因となります。これらの運用による損益は、すべて投資者に帰属します。したがって、当ファンドは、元本が保証されているものではありません。

(略)

5【運用状況】

<更新後>

(1)【投資状況】

(平成22年12月30日現在)

分類	資産の種類		国・地域	金額	評価方法	投資比率
有価証券	公社債券	国債証券	日本	円 3,499,341,652	時価	% 61.3
			小計	円 3,499,341,652		-
その他 資産	コール・ローン等		日本	円 2,209,773,855	負債控除後の 取得価額	% 38.7
-	純資産総額			円 5,709,115,507	-	% 100.0

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成22年12月30日現在)

順位	銘柄名	国・地域	種類	額面(円)	帳簿価額		評価額		利率(%)	償還期限	投資比率(%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)			
1	第146回国庫短期証券	日本	国債証券	1,300,000,000	99.99	1,299,874,150	99.99	1,299,874,150	0.0000	2011.01.31	22.76
2	第157回国庫短期証券	日本	国債証券	1,200,000,000	99.96	1,199,635,270	99.96	1,199,635,270	0.0000	2011.03.22	21.01
3	第150回国庫短期証券	日本	国債証券	1,000,000,000	99.98	999,832,232	99.98	999,832,232	0.0000	2011.02.21	17.51

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する評価金額の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。以下同じ。

種類別投資比率(平成22年12月30日現在)

種類	投資比率(%)
国債証券	61.29
合計	61.29

株式業種別投資比率(平成22年12月30日現在)

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

(平成22年12月30日現在)

種類	国・地域	資産名	買建・売建	数量(枚)	簿価(円)	時価(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	日本	日経225先物23年3月限	買建	1,123	11,462,925,573	11,465,830,000	200.83

(注) 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所および外国金融商品市場の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

(単位:円)

	純資産総額 (分配落ち)	純資産総額 (分配付き)	基準価額 (分配落ち)	基準価額 (分配付き)
第1期計算期間末	5,947,729,015	5,947,729,015	3,450	3,450
第2期計算期間末 (平成22年5月24日)	6,010,293,516	6,010,293,516	3,731	3,731
平成21年12月末日	3,927,238,890	-	4,387	-
平成22年1月末日	4,374,579,534	-	4,059	-
平成22年2月末日	5,411,500,620	-	3,994	-

平成22年3月末日	3,662,039,972	-	4,862	-
平成22年4月末日	4,518,671,704	-	4,801	-
平成22年5月末日	6,538,025,300	-	3,724	-
平成22年6月末日	6,318,588,992	-	3,406	-
平成22年7月末日	6,882,518,310	-	3,510	-
平成22年8月末日	6,514,737,383	-	2,974	-
平成22年9月末日	6,356,457,896	-	3,392	-
平成22年10月末日	6,103,772,481	-	3,260	-
平成22年11月末日	5,769,698,043	-	3,804	-
平成22年12月末日	5,709,115,507	-	4,001	-

(注) 基準価額は1万口当たりの純資産額です。

【分配の推移】

決算期	1万口当たりの分配金
第1期計算期間 (平成21年5月22日)	0円
第2期計算期間 (平成22年5月24日)	0円
第3期中間計算期間 (平成22年11月24日)	該当事項なし

【収益率の推移】

決算期	収益率
第1期計算期間 (平成21年5月22日)	65.5%
第2期計算期間 (平成22年5月24日)	8.1%
第3期中間計算期間 (平成22年11月24日)	3.9%

(注1) 収益率とは、各計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額)を基準とした、各計算期間末の基準価額(分配付き)の上昇(または下落)率をいいます。なお、第1期計算期間の収益率は、1万口当たりの当初元本を基準に算出しています。

(注2) 収益率は小数第2位を四捨五入しています。

(4) 【設定及び解約の実績】

計算期間	設定口数	解約口数
第1期計算期間	226,498,050,130口	209,256,224,807口
第2期計算期間	78,214,545,405口	79,348,443,803口
第3期中間計算期間	22,355,258,580口	23,423,623,888口

(注) 第1期計算期間の設定口数には、当初の自己設定口数を含みます。

運用実績

新光Wプル・日本株オープンⅡ

2010年12月30日 現在

<基準価額・純資産の推移> 2008年5月23日～2010年12月30日



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。
 ※基準価額(分配金再投資)は、取引日の分配金を当該ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。
 ※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

<分配の推移>

2010年5月	0円
2009年5月	0円
-	-
-	-
-	-
設定来累計	0円

※分配は1万口当たり・取引日の金額です。
 ※分配の推移は、将来の分配の水準を示唆・保証するものではありません。分配が行われない場合もあります。

<主要な資産の状況>

資産配分

資産	純資産比率
債券現物	61.29%
その他資産	38.70%
合計	100.00%
株式先物	200.83%

組入上位5銘柄

銘柄名	償還日	利率	純資産比率
第146回国庫短期証券	2011/01/31	0.0000%	22.76%
第157回国庫短期証券	2011/03/22	0.0000%	21.01%
第150回国庫短期証券	2011/02/21	0.0000%	17.51%

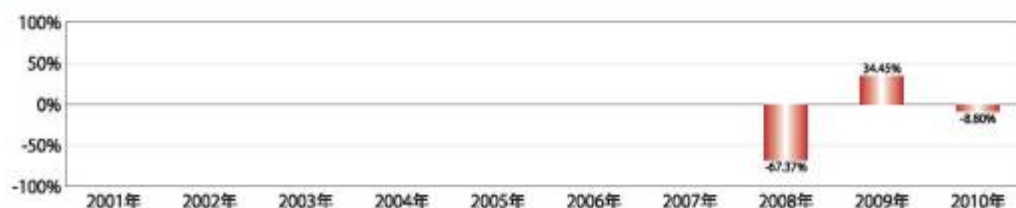
組入銘柄数:3銘柄

株式先物の状況

銘柄名	買建・売建	純資産比率
日経225先物23年3月限	買建	200.83%

<年間収益率の推移>

暦年ベース



※取引日の分配金を算入して計算しています。
 ※当該ファンドにはベンチマークがありません。
 ※2008年については、設定時から12月までの収益率を記載しています。

- 当ページの図表は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
 - 表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。
 - 最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページなどでご確認いただけます。

7

原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表」の末尾に、第3期中間計算期間（平成22年5月25日から平成22年11月24日まで）にかかる中間監査報告書ならびに中間財務諸表の内容を追加し、「同2 ファンドの現況」を更新します。

<追加および更新後>

第3 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）（以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号及び平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、第2期中間計算期間（平成21年5月23日から平成21年11月22日まで）については内閣府令第50号附則第4条1項1号により、内閣府令第50号改正前の中間財務諸表等規則及び内閣府令第80号改正後の中間財務諸表等規則に基づき作成しており、第3期中間計算期間（平成22年5月25日から平成22年11月24日まで）については内閣府令第50号及び内閣府令第80号改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期中間計算期間（平成21年5月23日から平成21年11月22日まで）及び第3期中間計算期間（平成22年5月25日から平成22年11月24日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

1 中間財務諸表

新光Wブル・日本株オープン 中間財務諸表

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第2期中間計算期間末 (平成21年11月22日現在)	第3期中間計算期間末 (平成22年11月24日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	181,445,253	-
コール・ローン	1,858,772,613	2,341,646,692
国債証券	3,599,221,717	3,699,340,747
派生商品評価勘定	-	1,095,580,278
未収利息	11,974	4,088
前払金	692,265,000	-
差入委託証拠金	389,070,000	386,430,000
流動資産合計	6,720,786,557	7,523,001,805
資産合計	6,720,786,557	7,523,001,805
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	764,273,278	15,179
前受金	-	1,189,690,000
未払解約金	236,392,509	471,896,943
未払受託者報酬	2,894,113	3,552,801
未払委託者報酬	23,152,862	28,422,323
その他未払費用	197,091	222,417
流動負債合計	1,026,909,853	1,693,799,663
負債合計	1,026,909,853	1,693,799,663
純資産の部		
元本等		
元本	15,914,202,637	15,039,561,617
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	10,220,325,933	9,210,359,475
（分配準備積立金）	7,209,627	152,298
元本等合計	5,693,876,704	5,829,202,142
純資産合計	5,693,876,704	5,829,202,142
負債純資産合計	6,720,786,557	7,523,001,805

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第2期中間計算期間 自平成21年 5月23日 至平成21年11月22日	第3期中間計算期間 自平成22年 5月25日 至平成22年11月24日
営業収益		
受取利息	3,564,195	3,021,769
有価証券売買等損益	55,959	890
派生商品取引等損益	530,909,968	538,506,596
営業収益合計	534,530,122	541,529,255
営業費用		
受託者報酬	2,894,113	3,552,801
委託者報酬	23,152,862	28,422,323
その他費用	197,091	222,417
営業費用合計	26,244,066	32,197,541
営業利益	508,286,056	509,331,714
経常利益	508,286,056	509,331,714
中間純利益	508,286,056	509,331,714
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	1,108,197,546	27,226,440
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	11,294,096,308	10,097,633,409
剰余金増加額又は欠損金減少額	32,073,665,951	15,010,868,317
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	32,073,665,951	15,010,868,317
剰余金減少額又は欠損金増加額	30,399,984,086	14,660,152,537
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	30,399,984,086	14,660,152,537
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	10,220,325,933	9,210,359,475

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第2期中間計算期間 自 平成21年 5月23日 至 平成21年11月22日	第3期中間計算期間 自 平成22年 5月25日 至 平成22年11月24日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配は使用いたしません。）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）に基づいて評価しております。	国債証券 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所及び外国金融商品市場の発表する清算値段又は最終相場によっております。	先物取引 同左
3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項		計算期間に関する事項 前計算期間終了日に該当する日が休業日のため、当中間計算期間は平成22年5月25日から平成22年11月24日までとなっております。

(追加情報)

第2期中間計算期間 自 平成21年 5月23日 至 平成21年11月22日	第3期中間計算期間 自 平成22年 5月25日 至 平成22年11月24日
	当中間計算期間より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区 分	第2期中間計算期間末 [平成21年11月22日現在]	第3期中間計算期間末 [平成22年11月24日現在]
1. 期首元本額	17,241,825,323円	16,107,926,925円
期中追加設定元本額	49,782,137,143円	22,355,258,580円
期中一部解約元本額	51,109,759,829円	23,423,623,888円
2. 元本の欠損	中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は10,220,325,933円であります。	中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は9,210,359,475円であります。
3. 中間計算期間末日における受益権の総数	15,914,202,637口	15,039,561,617口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第2期中間計算期間 自 平成21年 5月23日 至 平成21年11月22日	第3期中間計算期間 自 平成22年 5月25日 至 平成22年11月24日
	該当事項はありません。	同左

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額の時価との差額

中間貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

時価の算定方法

第3期中間計算期間 自 平成22年 5月25日 至 平成22年11月24日
1. 国債証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。
2. 派生商品評価勘定（先物取引） 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。
3. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の時価等に関する事項

株式関連

種 類	第2期中間計算期間末 [平成21年11月22日現在]				第3期中間計算期間末 [平成22年11月24日現在]			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引 株価指数先 物取引 買建	12,152,273,278	-	11,388,000,000	764,273,278	10,721,514,901	-	11,817,080,000	1,095,565,099
日経225先 物	12,152,273,278	-	11,388,000,000	764,273,278	10,721,514,901	-	11,817,080,000	1,095,565,099
合 計	12,152,273,278	-	11,388,000,000	764,273,278	10,721,514,901	-	11,817,080,000	1,095,565,099

（注）1. 時価の算定方法

原則として中間計算期間末日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所及び外国金融市場の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2. 先物取引の残高は契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおります。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

（1口当たり情報）

	第2期中間計算期間末 [平成21年11月22日現在]	第3期中間計算期間末 [平成22年11月24日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.3578円 (3,578円)	0.3876円 (3,876円)

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成22年12月30日現在）

資産総額	5,770,686,426 円
負債総額	61,570,919 円
純資産総額（ - ）	5,709,115,507 円
発行済口数	14,269,444,775 口
1万口当たり純資産額（ / ）	4,001 円

第三部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

< 訂正前 >

a . 資本金の額

現在の資本金の額 45億2,430万円
(略)

< 訂正後 >

a . 資本金の額 (平成22年12月末現在)

資本金の額 45億2,430万円
(略)

2 【事業の内容及び営業の概況】

< 訂正前 >

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成22年6月30日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。

(平成22年6月30日現在)

種類	ファンド本数	純資産額 (百万円)
総合計	175	1,714,979
株式投資信託 (合計)	146	1,300,425
単位型	2	7,842
追加型	144	1,292,582
公社債投資信託 (合計)	29	414,553
単位型	2	942
追加型	27	413,611

< 訂正後 >

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成22年12月30日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。

(平成22年12月30日現在)

種類	ファンド本数	純資産額 (百万円)
総合計	180	1,893,497
株式投資信託 (合計)	151	1,473,116
単位型	2	7,632
追加型	149	1,465,483
公社債投資信託 (合計)	29	420,381
単位型	2	886
追加型	27	419,495

3 【委託会社等の経理状況】

原届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」について、以下に記載した内容のとおり原届出書を更新するとともに、原届出書の財務諸表の末尾に、第51期中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）にかかる中間監査報告書ならびに中間財務諸表の内容を追加します。

<追加後>

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社である新光投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、第49期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正前の財務諸表等規則に基づき、第50期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条および第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、財務諸表及び中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第49期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表については、監査法人保森会計事務所により監査を受け、また、第50期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表については、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

第51期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

なお、当社の監査人は次のとおり交代しております。

第49期事業年度の財務諸表 監査法人保森会計事務所

第50期事業年度の財務諸表 新日本有限責任監査法人

3．連結財務諸表及び中間連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりません。

2．中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第51期中間会計期間末

(平成22年9月30日)

資産の部

流動資産

現金及び預金	6,437,877
有価証券	3,910,761
貯蔵品	2,544
未収委託者報酬	1,359,722
繰延税金資産	119,644
その他	173,002
流動資産合計	12,003,552

固定資産

有形固定資産

建物（純額）	27,694
器具・備品（純額）	43,345
リース資産（純額）	7,536
有形固定資産合計	1 78,577
無形固定資産	
ソフトウェア	51,099
その他	91
無形固定資産合計	51,191
投資その他の資産	
投資有価証券	10,319,467
長期繰延税金資産	137,896
前払年金費用	445,234
長期性預金	300,000
その他	154,907
投資その他の資産合計	11,357,506
固定資産合計	11,487,274
資産合計	23,490,826

(単位：千円)

第51期中間会計期間末

(平成22年9月30日)

負債の部	
流動負債	
リース債務	13,842
未払金	
未払収益分配金	1,049
未払償還金	53,261
未払手数料	728,493
その他未払金	67,136
未払金合計	849,940
未払法人税等	342,420
未払消費税等	48,621
賞与引当金	175,500
その他	96,508
流動負債合計	1,526,833
固定負債	
長期リース債務	9,856
退職給付引当金	168,308
役員退職慰労引当金	80,458
執行役員退職慰労引当金	112,416
固定負債合計	371,040
負債合計	1,897,874
純資産の部	
株主資本	
資本金	4,524,300
資本剰余金	
資本準備金	2,761,700
資本剰余金合計	2,761,700

利益剰余金	
利益準備金	360,493
その他利益剰余金	
別途積立金	12,118,000
繰越利益剰余金	2,120,438
利益剰余金合計	14,598,932
自己株式	6,074
株主資本合計	21,878,857
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	285,905
評価・換算差額等合計	285,905
純資産合計	21,592,952
負債純資産合計	23,490,826

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

	第51期中間会計期間
	(自 平成22年4月 1日
	至 平成22年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	6,337,326
運用受託報酬	619
営業収益合計	6,337,946
営業費用及び一般管理費	1 5,601,782
営業利益	736,164
営業外収益	
受取配当金	25,291
有価証券利息	29,179
受取利息	10,746
時効成立分配金・償還金	9,194
その他	4,031
営業外収益合計	78,443
営業外費用	
支払利息	608
時効成立後支払分配金・償還金	1,068
その他	19
営業外費用合計	1,696
経常利益	812,910
特別利益	
投資有価証券売却益	130,625
特別利益合計	130,625
特別損失	
固定資産除却損	6,108
特別損失合計	6,108
税引前中間純利益	937,426
法人税、住民税及び事業税	333,356
法人税等調整額	15,647
法人税等合計	349,003
中間純利益	588,423

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

第51期中間会計期間 (自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日)	
株主資本	
資本金	
前期末残高	4,524,300
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	4,524,300
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	2,761,700
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	2,761,700
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	360,493
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	360,493
その他利益剰余金	
別途積立金	
前期末残高	12,118,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	12,118,000
繰越利益剰余金	
前期末残高	2,024,119
当中間期変動額	
剰余金の配当	492,103
中間純利益	588,423
当中間期変動額合計	96,319
当中間期末残高	2,120,438
利益剰余金合計	
前期末残高	14,502,612
当中間期変動額	
剰余金の配当	492,103
中間純利益	588,423
当中間期変動額合計	96,319
当中間期末残高	14,598,932

(単位：千円)

第51期中間会計期間 (自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日)	
自己株式	
前期末残高	6,074
当中間期変動額	
自己株式の取得	-
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	6,074
株主資本合計	
前期末残高	21,782,538
当中間期変動額	
剰余金の配当	492,103
中間純利益	588,423
自己株式の取得	-
当中間期変動額合計	96,319
当中間期末残高	21,878,857
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	107,742
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間 期変動額（純額）	178,163
当中間期変動額合計	178,163
当中間期末残高	285,905
純資産合計	
前期末残高	21,674,796
当中間期変動額	
剰余金の配当	492,103
中間純利益	588,423
自己株式の取得	-
株主資本以外の項目の当中間 変動額（純額）	178,163
当中間期変動額合計	81,843
当中間期末残高	21,592,952

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項 目	第51期中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1．資産の評価基準及び評価方法	<p>(1)有価証券</p> <p>満期保有目的の債券 償却原価法（定額法） 関係会社株式 総平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定） 時価のないもの 総平均法による原価法</p>				
2．固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産 （リース資産を除く）</p> <p>定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table data-bbox="762 1111 1043 1189"> <tr> <td>建物</td> <td>8～47年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>2～20年</td> </tr> </table> <p>(2)無形固定資産</p> <p>定額法。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。</p> <p>(3)リース資産</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。</p>	建物	8～47年	器具備品	2～20年
建物	8～47年				
器具備品	2～20年				

項 目	<p>第51期中間会計期間 （自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）</p>
-----	--

<p>3 . 引当金の計上基準</p>	<p>(1)賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間対応分を計上しております。</p> <p>(2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。</p> <p>(3)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p> <p>(4)執行役員退職慰労引当金 執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p>
<p>4 . その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用として処理しております。</p>

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p style="text-align: center;">第51期中間会計期間 （自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）</p>
--

(資産除去債務に関する会計基準の適用)

当中間会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。

なお、これによる営業利益、経常利益及び税引前中間純利益に与える影響はありません。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項 目	第51期中間会計期間末 (平成22年9月30日)
1.有形固定資産の減価償却累計額	480,560千円

(中間損益計算書関係)

項 目	第51期中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	
1.減価償却実施額	有形固定資産	13,969千円
	無形固定資産	22,964千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第51期中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	1,823,250	-	-	1,823,250

2.自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	643	-	-	643

3.配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月21日 定時株主総会	普通 株式	492,103	270	平成22年3月31日	平成22年6月22日

(2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの該当事項はありません。

（リース取引関係）

<p>第51期中間会計期間 （自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）</p>
<p>ファイナンス・リース取引（借主側） 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>(1)リース資産の内容 有形固定資産 主として、投信システム設備としてのサーバー、ネットワーク機器他（器具備品）であります。</p> <p>(2)リース資産の減価償却方法 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の「2．固定資産の減価償却方法(3)リース資産」に記載のとおりであります。</p>

（金融商品関係）

第51期中間会計期間末（平成22年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）

2．参照）。

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	6,437,877	6,437,877	-
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的債券	4,932,057	4,959,590	27,532
その他有価証券	8,971,897	8,971,897	-
(3) 未収委託者報酬	1,359,722	1,359,722	-

（注）1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所、債券は日本証券業協会発表の公社債店頭売買参考統計値の価格、投資信託は基準価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注）2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額（千円）
----	----------------

非上場株式	326,273
-------	---------

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、
「(2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(有価証券関係)

第51期中間会計期間末（平成22年9月30日）

1. 満期保有目的の債券

	種類	中間貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が中間貸借対照表計 上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	4,932,057	4,959,590	27,532
	(3)その他	-	-	-
	小計	4,932,057	4,959,590	27,532
時価が中間貸借対照表計 上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		4,932,057	4,959,590	27,532

2. 関係会社株式

関係会社株式（中間貸借対照表計上額 77,100千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1)株式	47,297	45,457	1,840
	(2)債券 国債・地方債等 社債 その他	-	-	-
		1,216,760	1,210,011	6,748
		-	-	-
	(3)その他	709,928	659,901	50,027
	小計	1,973,985	1,915,369	58,616
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券 国債・地方債等 社債 その他	-	-	-
		503,950	504,057	107
		-	-	-
	(3)その他	6,493,961	7,034,523	540,561
	小計	6,997,911	7,538,580	540,669
合計		8,971,897	9,453,950	482,052

(注) 非上場株式（中間貸借対照表計上額249,173千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）

第51期中間会計期間末（平成22年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（セグメント情報等）

セグメント情報

第51期中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

当社は、資産運用業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第51期中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額は、中間貸借対照表の有形固定資産の金額と同一であることから、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

（追加情報）

当中間会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

（1株当たり情報）

	第51期中間会計期間 （自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）
1株当たり純資産額	11,847円28銭
1株当たり中間純利益金額	322円84銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	

（注）1．1株当たり純資産額の算定上の基礎

項 目	第51期中間会計期間末 (平成22年9月30日)
純資産の部の合計額 (千円)	21,592,952
普通株式に係る純資産額(千円)	21,592,952
普通株式の発行済株式数(千株)	1,823
普通株式の自己株式数(千株)	0
1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数(千株)	1,822

(注) 2 . 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎

項 目	第51期中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
中間純利益 (千円)	588,423
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益(千円)	588,423
期中平均株式数 (千株)	1,822

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

<訂正前>

(1) 住友信託銀行株式会社（「受託者」）

a. 資本金の額

平成22年6月末日現在、342,037百万円

b. 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の「販売会社一覧表」のとおりです。

販売会社一覧表

(平成22年6月末日現在)

名称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
みずほ証券株式会社	125,167	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡安証券株式会社	500	同上
おきなわ証券株式会社	628	同上
かざか証券株式会社	3,000	同上
金山証券株式会社	504	同上
新和証券株式会社	780	同上
大熊本証券株式会社	343	同上
ニュース証券株式会社	877	同上
三木証券株式会社	500	同上
三津井証券株式会社	558	同上
三豊証券株式会社	300	同上
大山日ノ丸証券株式会社	215	同上
株式会社 証券ジャパン	3,000	同上
リーディング証券株式会社	1,670	同上
フィデリティ証券株式会社	4,907	同上
楽天証券株式会社	7,477	同上
水戸証券株式会社	12,272	同上
株式会社 S B I 証券	47,937	同上
坂本北陸証券株式会社	390	同上
マネックス証券株式会社	7,425	同上
都証券株式会社	400	同上
東武証券株式会社	420	同上
エイチ・エス証券株式会社	3,000	同上
リテラ・クレア証券株式会社	3,794	同上
飯田証券株式会社 ¹	257	同上
コスモ証券株式会社	13,500	同上
むさし証券株式会社	5,000	同上
カブドットコム証券株式会社	7,196	同上
ひろぎんウツミ屋証券株式会社	6,100	同上
北田証券株式会社	100	同上
三田証券株式会社	500	同上
アーク証券株式会社	2,619	同上
東海東京証券株式会社	6,000	同上

(平成22年6月末日現在)

名称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
宇都宮証券株式会社	301	同上
東洋証券株式会社	13,494	同上
浜銀ＴＴ証券株式会社	3,307	同上
ワイエム証券株式会社	1,270	同上
西村証券株式会社	500	同上
ばんせい山丸証券株式会社	1,558	同上
百五証券株式会社	3,000	同上
黒川木徳証券株式会社	2,065	同上
極東証券株式会社	5,251	同上
日本アジア証券株式会社	4,000	同上
中銀証券株式会社	2,000	同上
西日本シティＴＴ証券株式会社	1,575	同上
中央証券株式会社	4,374	同上
株式会社ジャパンネット銀行	37,250	銀行法に基づき銀行業務を営んでおります。
株式会社池田泉州銀行	50,710	同上
スタンダードチャータード銀行	870,407	同上
株式会社みずほ銀行	700,000	同上

1 飯田証券株式会社は平成23年1月4日にいちよし証券株式会社と合併し、いちよし証券株式会社となる予定です。

<訂正後>

(1) 住友信託銀行株式会社（「受託者」）

a. 資本金の額

平成22年12月末現在、342,037百万円

b. 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の「販売会社一覧表」のとおりです。

販売会社一覧表

（平成22年12月末現在）

名称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
みずほ証券株式会社	125,167	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡安証券株式会社	500	同上
おきなわ証券株式会社	628	同上
かざか証券株式会社	3,000	同上
金山証券株式会社	504	同上
新和証券株式会社	780	同上
大熊本証券株式会社	343	同上
ニュース証券株式会社	877	同上
三木証券株式会社	500	同上
三津井証券株式会社	558	同上
三豊証券株式会社	300	同上
大山日ノ丸証券株式会社	215	同上
株式会社証券ジャパン	3,000	同上
リーディング証券株式会社	1,670	同上

フィデリティ証券株式会社	5,207	同上
楽天証券株式会社	7,495	同上
水戸証券株式会社	12,272	同上
株式会社SBI証券	47,937	同上
坂本北陸証券株式会社	390	同上
マネックス証券株式会社	7,425	同上
都証券株式会社	400	同上
東武証券株式会社	420	同上
エイチ・エス証券株式会社	3,000	同上
リテラ・クレア証券株式会社	3,794	同上
いちよし証券株式会社	14,577	同上
コスモ証券株式会社	13,500	同上
むさし証券株式会社	5,000	同上
カブドットコム証券株式会社	7,196	同上
ひろぎんウツミ屋証券株式会社	6,100	同上
北田証券株式会社	100	同上
三田証券株式会社	500	同上
アーク証券株式会社	2,619	同上
東海東京証券株式会社	6,000	同上

(平成22年12月末現在)

名称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
宇都宮証券株式会社	301	同上
東洋証券株式会社	13,494	同上
浜銀TT証券株式会社	3,307	同上
ワイエム証券株式会社	1,270	同上
西村証券株式会社	500	同上
ばんせい山丸証券株式会社	1,558	同上
百五証券株式会社	3,000	同上
黒川木徳証券株式会社	2,065	同上
極東証券株式会社	5,251	同上
日本アジア証券株式会社	4,000	同上
中銀証券株式会社	2,000	同上
西日本シティTT証券株式会社	1,575	同上
ちばぎん証券株式会社	4,374	同上
株式会社ジャパンネット銀行	37,250	銀行法に基づき銀行業務を営んでおります。
株式会社池田泉州銀行	50,710	同上
スタンダードチャータード銀行	870,407	同上
株式会社みずほ銀行	700,000	同上

3【資本関係】

<訂正前>

- (1) みずほ証券株式会社は、委託者の株式の76.4%を所有しています。
- (2) 委託者は、三津井証券株式会社の株式の5.7%を所有しています。
- (3) 委託者は、三豊証券株式会社の株式の4.5%を所有しています。
- (4) 委託者は、都証券株式会社の株式の1.4%を所有しています。

(略)

<訂正後>

- (1) みずほ証券株式会社は、委託者の株式の76.5%を所有しています。
- (2) 株式会社みずほ銀行は、委託者の株式の4.9%を所有しています。
- (3) 委託者は、三津井証券株式会社の株式の5.7%を所有しています。
- (4) 委託者は、三豊証券株式会社の株式の4.5%を所有しています。
- (5) 委託者は、都証券株式会社の株式の1.4%を所有しています。

(略)

独立監査人の中間監査報告書

平成22年12月28日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田中 俊之
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第51期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新光投信株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（ ）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年12月28日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新光Wブル・日本株オープン の平成22年5月25日から平成22年11月24日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新光Wブル・日本株オープン の平成22年11月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成22年5月25日から平成22年11月24日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月22日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新光Wブル・日本株オープン の平成21年5月23日から平成21年11月22日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新光Wブル・日本株オープン の平成21年11月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成21年5月23日から平成21年11月22日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。